

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第12号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成25年2月15日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査年月日

平成 25 年 2 月 6 日（水）

### 3. 監査対象の課等

町民福祉部町民課

### 4. 監査の期間、範囲、事務

- ①平成 24 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について
- ②監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による
- ③その他

### 5. 所掌事務の概要

一般会計では、戸籍・住民基本台帳の運営、自治会組織との連絡調整、支所庁舎の管理、地域会館等の管理運営、交通安全、自転車等駐車場の管理、国民年金の運営に関する事務等を行っている。

特別会計では、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度に関する事務等を行っている。

### 6. 監査結果概要

平成 24 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

#### [意見]

自転車駐車場の整備については、様々な意見に耳を傾けることも重要であるが、町の方向性を明確にし、主体性を持って取り組まれない。

医療費の増加や保険税の滞納など、様々な課題を抱えている国民健康保険だが、税率改正には慎重に取り組み、適正な税額の検討に努められたい。また、その際には、保険税を納め続けている人達など、町民に理解してもらえようような説明・PRを心がけてほしい。

町民課には町民に直結する業務が多く、その内容も多様である。多くの予算を抱え、それらに係る業務も煩雑で苦労も絶えないと思うが、予算執行はくれぐれも適切に行われたい。町民課の日々の取組が、住民福祉の向上につながることを期待する。